

インターネットで  
24時間いつでも  
お手続きが可能に  
なりました。

# インターネット加入申込方法



新潟県交通災害共済  
ホームページから  
お申し込みいただけます。

【注意事項】加入者が9人以上いる場合は  
複数回に分けてお手続きを行ってください。

新潟県交通災害共済  
ホームページ

<https://ngtsogo.jp/koutu/>

新潟県交通災害共済 検索



ご用意いただくもの

お申し込み進む前に  
お手元に次のものをご準備ください。

- 受信可能なメールアドレス
- 会費をお支払いになるクレジットカード  
またはPayPay



## インターネットでのご加入の流れ

**STEP 1** Grafferアカウントを利用しない方

メールアドレスの確認のみで申請ができます。  
一時保存や申請履歴の確認など一部機能は使えません。

アカウント登録せずにメールで申請

申請に利用するメールアドレスを入力してください。  
申請用のページのリンク (URL) をお送りします。

メールアドレス

迷惑メール設定としてドメイン指定受信を設定されている方は  
「@mail.graffer.jp」を受信できるよう指定してください。

会費のお支払をされる方の情報

電話番号

日中に連絡が取れる電話番号を入力してください



**STEP 2** 申込人数と住所

申込人数を選択してください

9人以上の場合は、数回に分けて申込を行ってください。

お住いの市区町村を選択してください

新潟県内に居住している方が加入できます。

住所を入力してください

選択した市区町村の後の、丁目、番地、集合住宅名等を入力してください。  
(例) 新光町4-1コウツウマンション201号室



**STEP 3** 支払い方法

ご利用可能なクレジットカード

カード番号

月  年

セキュリティコード

キャンセル 設定する

**STEP 1** ログイン  
ログインまたはメールの認証を行います。

**STEP 2** 加入者情報の入力  
加入する方の住所や氏名等を入力します。

**STEP 3** お支払い情報の入力  
クレジットカード情報を入力します。

# 交通災害共済とは?

会員が交通事故にあわれた場合に市町村として  
救済対策を講じることを目的とした、  
県内全市町村で行う県民相互救済の制度です。

交通災害共済は、新潟県で加入が義務付けられている自転車損害賠償責任保険等には該当しません。

共済期間 **令和8年4月1日～令和9年3月31日**

※途中加入の場合は、  
加入した日の翌日から  
令和9年3月31日までです。

令和8年度 新潟県交通災害共済会費払込書兼加入申込書兼会員台帳

住所	〇〇市〇〇町1-2-3		電話	999-999-999	
氏名	氏名	会員番号	下記のとおり払込みます。		
1 共済太郎			1人 500円	2人 1,000円	3人 1,500円
2 共済花子			4人 2,000円	5人 2,500円	6人 3,000円
3 共済一郎			7人 3,500円	8人 4,000円	
4 共済二子			共済期間 令和7年4月1日(4月1日以後の加入にあっては会費額収印日付の翌日) から令和8年3月31日まで		
5 共済三郎			計 8人	徴収印	
6 共済四郎			¥4,000円		
7 共済五子					
8 共済六郎					

2枚複写のものをバラバラにしないでください。(市町村事務所保管)

加入申込書  
(手書き用)記入例  
※それぞれの市町村によって、加入申込書の様式が異なる場合があります。



令和6年度 加入者数  
**818,875人**

## 加入できる方は

- 新潟県内に居住し、住民登録をしている方
- ①の方と同一生計の方

○家族であっても別居し生計が別の方は別に申込書が必要です。  
○家族であっても新潟県外で独立して生計を維持している方は加入できません。  
(会員が共済期間開始前に亡くなった場合や二重に加入された場合は、当該共済期間終了までに会費の還付請求ができます。詳しくは市役所、町村役場にご確認ください。)

①・②以外の方でも、「新潟県内に居住しており、共済期間内は当該市町村に居住する予定である方」は加入することができますので、詳しくは市役所、町村役場にご確認ください。(例)単身赴任の方、県外出身の学生の方、東日本大震災等の災害避難者の方

## お申し込み方法は

加入申込書に会費を添えて、以下のいずれかの方法でお申し込みください。

- 町内会・自治会等経由で申し込む。
- お住まいの市役所・町村役場(支所・連絡所)に直接申し込む。(一部を除く。)
- 銀行・信用金庫・信用組合・農協等の金融機関に直接申し込む。  
※ゆうちょ銀行ではお申し込みできません。

※お住まいの地域によって、お申し込みの方法が異なる場合があります。市役所または町村役場にご確認ください。

《お問い合わせは》  
**お住まいの市役所・町村役場の担当窓口へ**  
ご加入はお近くの銀行、農協、町内会等でOK!  
※ゆうちょ銀行は取扱いておりません。

# 令和8年度 新潟県 交通災害 共済

歩いているときの  
自転車や車との接触  
事故も対象だよ!

## 500円でご家族を守りませんか

- 加入率 **38%**  
令和6年度会員
- 自転車  
運転中の  
交通事故も  
対象
- 全市町村で  
行う  
助け合いの  
制度です。

## 年会費

**500円**  
ひとり年額500円です。  
途中加入の場合も同額です。

## 見舞金

**3万円(実治療7日)~  
最高150万円**  
(死亡)

## 感謝の声が届いています

1人500円なので気軽に加入できて良い。まさか請求することになるとは思いませんでしたが、いざというときのために今後とも加入しようと思いました。(30代 女性)

突然の事故でした。でも役所の方々の優しい対応に心なごましました。本当に入っていて良かったとつくづく思いました。ありがとうございました。(50代 男性)

このたびは大変お世話になりました。この共済は私たち素人にもわかりやすく請求もスムーズで楽でした。こうした制度がこれからもずっと続いてほしいなと思いました。(50代 女性)

交通災害共済は安い掛金での助け合いです。これからも続けてほしいです。(50代 男性)

インターネットで  
24時間いつでも  
お手続きが可能に  
なりました。

インターネット加入で年会費が  
**500円から400円になります**

お申し込みは公式ホームページから [新潟県交通災害共済](https://ngtsogo.jp/koutu/) 検索



事前  
申込期間 **令和8年2月2日(月)~3月31日(火)**  
※令和8年2月1日(日)のため、金融機関及び市役所、町村役場での取扱いはしていませんのでご注意ください。  
※4月以降のお申し込みはその翌日から令和9年3月31日までが共済期間になります。

新潟県で加入が義務付けられている自転車損害賠償責任保険等には該当しません。

新潟県市町村総合事務組合 | この事業は県内全市町村で構成する  
当組合が運営しています

手軽な掛金でもしもの交通事故に備えたい...  
家族が乗る自転車の交通事故に備えたいとお考えの方へ

# みんなで安心、みんなの共済。

## 見舞金額

交通災害にあわれた場合、下記の表の見舞金が支給されます。請求は「実治療日数7日以上から」です。

等級	災害の程度	金額
1	死亡	1,500,000円
2	身体障害者福祉法施行規則別表第5号の等級区分1級の障害又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第3項に規定する障害等級1級に該当する障害で常に他人の介護を要するもの	1,500,000円
3	身体障害者福祉法施行規則別表第5号の等級区分2級の障害又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第3項に規定する障害等級1級に該当する障害	1,000,000円
4	入院36日以上を含む実治療日数100日以上	500,000円
5	入院31日以上を含む実治療日数90日以上	450,000円
6	入院27日以上を含む実治療日数80日以上	400,000円
7	入院23日以上を含む実治療日数70日以上	350,000円
8	入院19日以上を含む実治療日数60日以上	300,000円
9	入院15日以上を含む実治療日数50日以上	250,000円
10	入院11日以上を含む実治療日数40日以上	200,000円
11	入院7日以上を含む実治療日数30日以上	150,000円
12	入院3日以上を含む実治療日数20日以上	100,000円
(注意) 12等級から4等級までは、入院を伴わなければ該当しません。		
13	入院病院の実治療日数19日以上	70,000円
14	入院病院の実治療日数16日以上	60,000円
15	入院病院の実治療日数13日以上	50,000円
16	入院病院の実治療日数10日以上	40,000円
17	入院病院の実治療日数7日以上	30,000円

注1 「実治療日数」とは、入院日数又は通院治療を受けた日数（自宅療養は含まれません）のことです。  
注2 「傷害」とは、急激かつ偶然な外来の交通事故によって身体に負った傷害のことです。

## 見舞金の請求書類は

※必要となる書類が異なる場合がありますので、まずはお住まいの市役所・町村役場の担当窓口におたずねください。

必要な書類	見舞金種別	死亡	傷害	葬祭費	現在	請求
会員証(提示)		○	○	○	○	○
交通事故証明書等		○	○	○	○	○
運転免許証(提示)		○	○	○	○	○
診断書 (実治療日数が記載されているものが必要で、 診断書(診断書)及び領収書は不可)		○	○	○	○	○
死亡診断書又は死体検案書		○	○	○	○	○
障害診断書及び身体障害者手帳等の写し		○	○	○	○	○
交通整理師等の施設証明書		○	○	○	○	○
戸籍謄本(抄本)		○	○	○	○	○
同一生計調査		○	○	○	○	○

診断書等は相当の費用がかかります。他の保険請求に使用した診断書のコピーで請求できる場合もありますので、窓口で確認した後に取得するようにしてください。

## 見舞金の請求期間は事故から1年!

交通災害を受けた日から起算して「1年以内」です。治療継続中でも、1年を経過した場合は請求できませんのでご注意ください。

(たとえば令和8年4月20日に交通事故にあった場合、令和9年4月19日までにお住まいの市役所または町村役場の窓口で請求書類を提出する必要があります。)

「交通事故は警察への報告義務があります。」

見舞金請求は原則として「交通事故証明書」が必要です。

「交通事故証明書」の提出がないと見舞金は原則として17等級(3万円)に制限されます。また、交通事故証明書の提出がない場合の請求は、1共済期間に1回限りとなります。

### たとえば…

警察に届出を行った交通事故で骨折し、次の期間医師の治療を受け完治した場合

- 入院治療12日  
通院治療30日

実治療日数は42日となり、10等級20万円が支給されます。

- 入院治療12日  
通院治療40日

実治療日数は52日ですが、入院日数が15日未満のため、10等級となります。

見舞金の支給のほか、このような制度があります。

■葬祭費は  
会員が交通災害により死亡した場合で、「遺族がいない」ときに75万円の範囲内で葬祭執行者の請求により支給するものです。

■死亡弔慰金は  
会員が「故意」、「重大な過失」などによる交通災害で死亡した場合に、遺族の請求により10万円を支給するものです。

■特別共済見舞金は  
会員が交通災害による傷病を原因として死亡したことが認められる場合に、遺族の請求により150万円又は75万円を支給するものです。



詳しくはお住まいの市役所・町村役場(支所・連絡所)の担当窓口におたずねください。

## 対象となる交通災害

※日本国内での事故に限ります。

対象となる交通機関	対象となる交通災害範囲	たとえば…
自動車、オートバイ、自転車など	道路上*で交通に伴う衝突、転落、接触等による人身事故	道路上で自転車運転中に誤って転倒したなど
汽車、電車、気動車、モノレール及びケーブルカー	鉄道線路上で交通に伴う衝突、転落、接触等による人身事故	電車乗車中に急停止したことにより転倒した など
身体障害者用車いす(手動式車いす、電動車いす、電動三輪車、シニアカー等)	道路上*で交通に伴う衝突、転落、接触等による人身事故(自損事故の場合は、身体障害者手帳の交付を受けた者が運転していた場合に限り)	身体障害者手帳の交付を受けた者が運転する電動車いすか道路上を走行中に側溝に転落した など

\*「道路」及び「一般交通の用に供するその他の場所(コンビニやスーパーの駐車場など不特定多数の歩行者や車両が自由に通行できる場所)」以外の場所での事故は原則として対象になりません。

## 見舞金が支払われない交通災害

こんなときは支払われません

たとえば…

会員や遺族の故意、重大な過失による場合	○高速道路で進路を逆行したことによる交通事故 ○鉄道線路上を歩行中に電車にひかれた など
会員の無免許運転や酒気帯り運転による場合(これらの事情を知りながら同乗していた場合)	○運転免許停止期間中の自動車運転に伴う交通事故 ○飲酒の旨は問わず、酒気を帯びて車両(自転車を含む)を運転中の交通事故 など
会員の犯罪行為中の場合	○ひき逃げをし、逃走中の交通事故 ○窃取した自動車を運転中の交通事故 など
会員や遺族が不正に見舞金の支給を受けようとした場合	○飲酒運転による事故を隠して請求した場合 ○診断書等の内容を改ざんして請求した場合 など
地震・洪水等の天災による場合	○台風、高潮、津波、噴火などが原因で交通災害を受けた場合 など

## 「遺児見舞金」

について

交通事故により死亡した会員に、生計を一にしていた18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合、遺児一人につき30万円支給するものです。(会員が未成年後見人として18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と生計を一にして扶養していた場合も、当該子を遺児とみなします。)

会員である父母が事故で亡くなった場合	<p>子が一人のときは、その子に60万円(30万円×2人分)を支給します。</p>
会員である父親と会員でない母親が事故で亡くなった場合	<p>子が二人のときは、それぞれ60万円を支給します。</p>
会員である父親と会員でない母親が事故で亡くなった場合	<p>会員である父親の分を支給します。</p>

## 見舞金の請求の流れ

### 1 市町村窓口へ

まずはお住まいの市役所・町村役場の窓口へお問い合わせください。

市町村窓口で行うこと

- ご自身の会員証を持参し、「交通災害共済の件で…」とお申し出ください。
- 窓口の担当者が、事故の内容などをおたずねください。
- 窓口の担当者が、必要な書類をご説明し、またはお渡しいたします。

### 2 書類の提出

請求書類一式(上記1で準備またはお取り寄せいただいたもの)を、同じ窓口へ提出してください。

※見舞金の請求期間は事故から起算して1年です。完治せず治療継続中であっても、1年を経過した場合は、請求できませんので気をつけてください。

### 3 審査

市町村及び組合で支給の対象となるかどうかの「審査」を行います。

※審査の過程で、請求された方やおケガをされた方、医療機関、警察等に事情を照会することがあります。そのため、審査に時間がかかる場合があります。

### 4 見舞金の支給

審査の結果、支給決定となった場合、ご請求様に支給決定の通知を郵送するとともに、見舞金を支給いたします。

# 交通災害共済 Q&A

## 加入・資格について

Q 自治会・町内会 経由以外で 加入できますか?

A もちろんできます。銀行・信金・信託 農協等の金融機関に直接申し込みいただくことやお住まいの地域によっては市役所・町村役場に直接申し込みいただくこともできます。ただし、ゆうちょ銀行でのお申し込みはできませんのでご注意ください。

Q 県外の学校等に在学している子供や県外に単身赴任中の夫は 加入できますか?

A 新潟県内の市町村に住居登録された方と生計が同一であれば、加入できます。



Q 共済期間の途中で県外へ転出した場合、資格はどうなりますか?

A 資格は失いません。交通事故にあった場合は、転出前に居住していた新潟県内の市町村窓口に見舞金を請求することとなります。

## 請求について

Q 自転車を運転中に誤って転んでしまいました。見舞金を請求できますか?

A 治療日数に応じて見舞金の支給対象となります。自損事故でも、すぐに最寄りの警察に届け出たうえ、市町村の窓口にご相談するようにしましょう。警察に届出をしなかった場合、入院があっても見舞金は原則として17等級(3万円)が限度になってしまいます。

Q 歩行中やジョギング中に誤って転んでしまいました。見舞金を請求できますか?

A 交通事故ではありませんので、見舞金の請求はできません。



Q 共済期間中に2度、3度と交通事故にあった場合はどうなりますか?

A 共済期間中であれば、何回事故にあってもその都度請求することができます。ただし、前のケガの治療中、更に同じ部位を後発の事故によりケガした場合は、一つのケガとして治療日数を合算することとなります。なお、交通事故証明書が得られない場合は、1共済期間に1回限りとなります。

Q 交通事故によるケガが治らないで、いわゆるカイロプラクティックに通院しました。この通院分は実治療日数に含まれますか?

A 含まれません。見舞金の算定は、医師による治療、柔道整復師(条件付きであん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師)による施術を対象としています。

Q 共済見舞金は、治療中でも請求できますか?

A できるだけ、そのケガが治ってから請求してください。これは、有料である診断書などの枚数を減らすことで、会員の皆さんのご負担を減らすことができるからです。

ただし、次のような場合には、すぐに手続きしてください。  
○ケガの程度が確定しており、見舞金の額がこれ以上上がる見込みがない場合  
○ケガの完治を待っていたら、請求期間である1年を超えてしまいうような場合

## 新潟県交通災害共済は、「交通事故」により身体におケガをされた会員に対し、見舞金を支給する制度です。

交通事故でない場合は支給対象外になります。

## 「交通事故」にあったときは次のとおり行動してください。

- ケガ人の救護 ケガの程度によっては1分1秒を争いますので、何をしても最優先でおこなってください。
- 周囲の安全確保 車両をすみやかに交通の妨げとならない場所に移動します。
- 警察への連絡 道路交通法で報告をする義務があります。自損事故や相手方が不明の事故の場合も同様です。

※自動車安全運転センターが発行する「交通事故証明書」の提出がないと見舞金の額が原則として17等級(3万円)に制限されます。この証明書は警察に届出をしていないと発行されません。

## 令和6年度の決算状況

歳入の状況			
区分	収入金額(千円)	構成比(%)	
会費収入(注1)	384,885	49.83	
財産収入	14,659	1.90	
雑入金	315,315	40.82	
前年度からの繰越金	57,456	7.44	
諸収入	64	0.01	
計	772,379	100	

(注1) 決算上の数値であり、令和6年度加入者数から算出した数値ではありません。

## 歳出の状況

区分	支出金額(千円)	構成比(%)
共済見舞金等	217,070	28.10
自治会報償費	52,433	6.79
市町村交付金	61,058	7.91
広告・印刷費等	43,974	5.69
その他事業費	4,082	0.53
一般会計繰出金	42,776	5.54
積立金	307,000	39.75
翌年度への繰越金(注2)	43,986	5.69
計	772,379	100

(注2) 実収支差(歳入歳出差引額)

## 共済見舞金等の支給状況

等級	件数	金額(千円)
1等級	32	48,000
2等級	1	1,500
3等級	1	1,000
4等級	44	22,000
5等級	15	6,750
6等級	12	4,800
7等級	23	8,050
8等級	19	5,700
9等級	36	9,000
10等級	22	4,400
11等級	54	8,100
12等級	71	7,100
13等級	762	53,340
14等級	80	4,800
15等級	124	6,200
16等級	129	5,160
17等級	388	11,640
上位等級移行による差額	11	1,880
葬祭費	—	—
死亡弔慰金	3	300
特別共済見舞金	6	6,750
交通遺児見舞金	2	600
計	1,835	217,070